

○ お茶の水女子大学における学生の旧姓使用の取扱い等に関する要項

平成 23 年 4 月 13 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 お茶の水女子大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の旧姓使用の取扱い及び手続等については、この要項の定めるところによる。

(旧姓使用の申出ができる学生)

第 2 条 旧姓使用の申出ができる学生は、次のとおりとする。

- 一 学部学生
- 二 大学院学生

(旧姓使用ができる文書等)

第 3 条 旧姓使用ができる文書等は、第 4 条に定める以外の文書等とする。

2 博士学位論文の申請、審査及び授与に関する書類並びに博士学位論文及び博士学位記における旧姓の併記については、別に定める。

(旧姓使用ができない文書等)

第 4 条 旧姓使用ができない文書等は、次のとおりとする。

- 一 教育職員免許状申請書類
- 二 管理栄養士国家試験出願書類及び栄養士免許申請書類
- 三 前 2 号に定めるもののほか、国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているもの
- 四 その他旧姓使用を行うことが困難であると学長が判断するもの

(旧姓使用の申出)

第 5 条 旧姓使用を希望する学生は、戸籍上の氏名と旧姓の同一性の確認ができる書類を添えて、旧姓使用申出書（別紙様式 1）を教務チームに提出しなければならない。

(旧姓使用の中止)

第 6 条 旧姓を使用している学生が、使用を中止する場合、旧姓使用中止届（別紙様式 2）を教務チームに提出しなければならない。

(記録)

第 7 条 旧姓使用の申出又は旧姓使用の中止についての届出を受理した場合は、その旨を学籍簿に記録する。

(卒業、修了又は退学後の取扱い)

第 8 条 卒業、修了又は退学時に旧姓使用をしていた学生に係る文書等（第 4 条に定めるものを除く。）の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても、旧姓で行うものとする。

(旧姓使用に伴う証明等)

第9条 旧姓使用の学生から、文書等(学位記を含む。)の戸籍上の氏名と旧姓の同一性について説明依頼があった場合は、「本学では、旧姓使用を認めている。」旨が記載された文書(別紙様式3)を交付するが、それ以上の証明を求められた場合は、当該学生が自助努力で証明することとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月13日から施行する。

(別紙様式1)

旧姓使用申出書

平成 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

学籍番号

学部 (又は大学院)

学科 (又は専攻)

学年

氏名

印

(確認書類と同じ)

下記のとおり旧姓を使用したいので、確認書類を添えて下記のとおり申し出ます。

記

1. 使用する旧姓

2. 戸籍上の氏名

3. 戸籍上の変更年月日 平成 年 月 日

4. 使用理由:

(以下は教務チーム記載)

◆学籍事務担当係処理欄

1) 使用開始年月日: 平成 年 月 日 確認
(確認書類_____) 印

2) 学籍簿記録処理年月日: 平成 年 月 日 記録 印

3) その他

(別紙様式2)

旧姓使用中止届

平成 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

学籍番号

学部名 (又は大学院)

学科名 (又は専攻名)

学年

氏名

印

下記のとおり旧姓の使用を中止しますので届け出ます。

記

1. 中止する旧姓

2. 使用する戸籍上の氏名

3. 中止年月日 平成 年 月 日

4. 中止理由：

(以下は教務チーム記載)

◆学籍事務担当係処理欄

1) 使用中止年月日： 平成 年 月 日 確認 印

2) 学籍簿記録処理年月日： 平成 年 月 日 記録 印

3) その他

(別紙様式3)

お茶の水女子大学学生の氏名表記について

本学では、学生からの申出により、学生の氏名表記について戸籍上の氏名でなく旧姓を使用することを認めており、下記学生の氏名表記については、学位記を含め各種文書等（ただし、国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているもの等を除く。）で旧姓を使用しています。

記

旧 姓

戸籍上の氏名

平成 年 月 日

お茶の水女子大学長

○ ○ ○ ○

※この書類は、旧姓使用の学生から提出を求められた場合に作成し、交付することとする。